

新型コロナウイルス感染防止対策事業（施術所）申請におけるQ&A

7月10日時点

Q 1. 支援金の対象事業所はなんですか？

A 1. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法（以下あはき法という。）第9条の2または柔道整復師法第19条に規定による開設の届出を保健所に行っている施術所になります。

Q 2. 複数の施術所を開設していますが、それぞれの施術所に対して10万円をもらうことはできますか。

A 2. 対象要件にすべて該当する施術所ごとに支援金10万円をお支払いします。なお、あはき法および柔道整復師法に基づく施術所を同一の場所で開設しているときに、専用の施術室を共用している場合は、一つの事業所とみなします。（Q2参考図に例示）

Q 3. 出張のみの業務の開始の届出を行っていますが、支援金の申請を行うことはできますか？

A 3. できません。施術所が対象となるため、あはき法第9条の3の規定による出張のみの業務開始の届出は交付対象に含まれません。

Q 4. 保健所に届出を行わず、施術所を移転していましたが、交付金の申請を行うことはできますか。

A 4. 令和2年7月9日時点で、開設の届出に記載されている場所で施術所の業務を行っている事業者が交付対象となるため、保健所に届出を行った施術所と場所が異なる場合には交付金申請はできません。

なお、開設の届出後に保健所に届出を行わず移転していた場合は、すみやかに管轄の保健所に必要な届出を行ってください。また、お手数ですが申請書の上部余白に赤字で「移転」とご記入の上、同封の返信用封筒で申請書等の書類一式をご返送ください。

※岐阜県ホームページ（子ども・女性・医療・福祉→医療→各種医療制度・相談→各種申請・届出→施術所開設等に関する手続き

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryu/kakushu-iryu/11229/sejutusyo.html>)

Q 5. 複数の施術所を開設している場合、まとめて申請することは可能ですか。

A 5. できません。申請する施術所ごとに申請書類をご準備ください。

Q 6. 申請書が届いたが、既に廃業している場合、どうしたら良いですか？

A 6. 既に廃業されている場合は、下記岐阜県ホームページに掲載された「廃止届」を管轄の保健所に提出してください。なお、廃止をしている事業所は交付対象外となりますので、お手数ですが申請書の上部余白に赤字で「廃止」とご記入の上、同封の返信用封筒で申請書等の書類一式をご返送ください。

※岐阜県ホームページ（子ども・女性・医療・福祉→医療→各種医療制度・相談→各種申請・届出→施術所開設等に関する手続き
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/kakushu-iryo/11229/sejutusyo.html>）

(申請について)

Q 7. 申請書類はどこにありますか？

A 7. 制度のご案内や申請書は、令和2年7月9日時点で保健所に開設の届出をされている施術所の所在地あてに順次郵送しています。

また、岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用いただけますし、ご自身での印刷ができない場合には県内の各保健所において受け取ることも可能です。

Q 8. オンラインでの申請は可能ですか？

A 8. できません。郵送による申請のみとなります。感染防止対策のため、県庁や各保健所へ申請書を持参された場合は、受領することはできません。

Q 9. 支援金は早く申請しないと無くなってしまいますのでしょうか？

A 9. いいえ、そのようなことはありません。申請期限である8月20日（木）までに申請書を提出いただければ支援金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q 1 0. 「交付申請書（別記様式1）」の申請者欄について、施術所の所在地か自宅または事業所の所在地、どちらを書けば良いですか？

A 1 0. 申請書に、個人事業者の場合はご自宅、法人の場合は事務所の所在地を記入ください。

保健所へ届出を行った施術所の所在地は申請者欄の下段、【感染防止対策を実施した施術所】欄に記入いただきます。なお、誓約書の自署欄も申請者欄と同様に自宅や事務所の所在地をご記入ください。

Q 1 1. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A 1 1. 遡っての申請は一切受付しません。申請期限（令和2年8月20日（木）消印有効）を過ぎて提出された書類は全て返送いたします。

Q 1 2. 支援金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

A 1 2. 支援金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

ただし、支援金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字になる場合等、税の負担が生じないこともありますので、税の詳細についてはお近くの税務署へお問い合わせください。

(添付書類について)

Q 1 3. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いですか？

A 1 3. マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（写真が入っている面）のみコピーしてご提出ください。「マイナンバー（個人番号）が記載された裏面」または「通知カード」は提出しないでください。

Q 1 4. ゆうちょ銀行を振込先口座とする場合、「交付申請書（別記様式1）」にどのように記載すれば良いですか？

A 1 4. ゆうちょ銀行を記載する場合は「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入ください。

Q 1 5. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いですか？

A 1 5. 口座名義と口座番号が記載されているページの写しをコピーしていただき、提出してください。

Q 1 6. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いですか？

A 1 6. 本人確認ができませんので、受け付けることができません。

Q 1 7. 振込先口座について、法人口座がない場合、代表者個人名義の口座でもよいですか。

A 1 7. 法人口座がない場合は代表者個人名義の口座に振り込みをさせていただきます。
(添付していただく登記簿謄本で法人名・代表者名を確認します。)

Q 1 8. 誓約書は自作のものでもいいですか？

A 1 8. いいえ。必ず別紙1の「誓約書」をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある申請者住所、申請者氏名などの欄は、必ず自署をお願いします。(ゴム印等不可)
なお、視覚障害等の理由で自署できない場合には、代理の方が申請者に代わって署名願います。

(その他)

Q 1 9. 申請してからどのくらいで支援金は振り込まれますか？

A 1 9. 適切な申請書を受領してからおおよそ2、3週間程度で交付決定を行い、お支払いします。なお、申請書や添付資料の不足や不備により内容の確認や書類の再提出となった場合、支払いまでにさらにお時間をいただくことがあります。

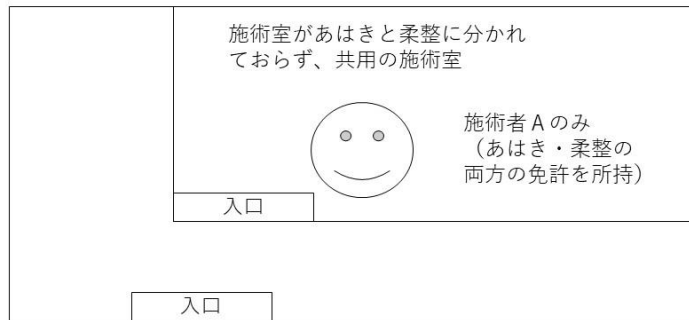
迅速な審査を行うためにも、送付前に申請書類に書き漏れや書類の不足等がないか、今一度ご確認いただきますようご協力をお願いします。

(Q 2 参考図)

申請対象となる施術所のパターン図
(同一の開設者が同じ場所ではあはき法と柔道整復師法に基づく届出を行っている場合)

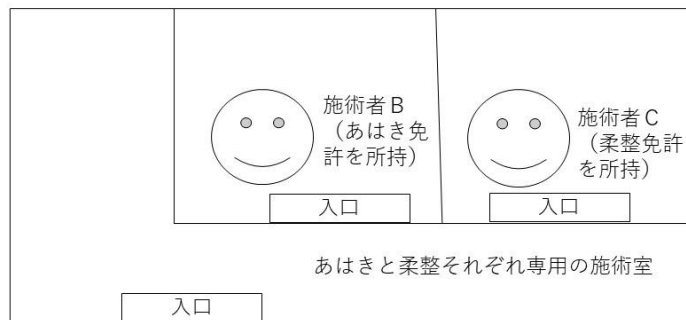
パターン1 (同一の場所で1つの事業所とみなす場合)

〇〇鍼灸接骨院 / □□鍼灸院・△△接骨院 (開設者 A)



パターン2 (同一の場所で2つの事業所とみなす場合)

〇〇鍼灸接骨院 / □□鍼灸院・△△接骨院 (開設者 A)



パターン3（同一の場所で2つの事業所とみなす場合）

〇〇鍼灸接骨院／□□鍼灸院・△△接骨院（開設者A）

